明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○漁業法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令（二一六）　三
○漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（二一七）　三
○株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令（二一八）　三
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二一九）　三
○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（二二〇）　一五
○覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令（二二一）　一五

〔府令・省令〕
○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産一〇）　一六

〔省　令〕
○関税法施行規則の一部を改正する省令（財務五八）　一六
○租税特別措置法施行規則及び所得税法施行規則の一部を改正する省令（同五九）　一六
○漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う漁業権の耐用年数の経過措置に関する省令（同六〇）　一六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一三八）　一七
○漁業法施行規則（農林水産四七）　一七
○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（同四八）　一七
○漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（同四九）　一八
○水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（同五〇）　一八

〔告　示〕
○株式会社国際協力銀行法施行令附則第七条の規定に基づき、国際競争力の維持に関する国の施策の推進に著しい支障が生じている産業に属する事業を定める件（財務一六二）　一九
○株式会社国際協力銀行法第十二条第六項第四号の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の業務の特例が必要となった旨を定める件（同一六三）　一九
○漁業法第六十条第三項第一号の農林水産大臣の指定する陸奥湾の海面を定める件（農林水産一二七五）　二〇
○漁業法第六十条第五項第一号の農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を定める件（同一二七六）　二〇
○漁業法第六十条第五項第二号の海面に準ずる湖沼及び湖沼に準ずる海面を定める件（同一二七七）　二〇
○漁業法第百三十六条第一項の農林水産大臣が定める海区を定める件（同一二七八）　二〇
○漁業法第百三十八条第二項の農林水産大臣が指定する海区を定める件（同一二七九）　二〇
○漁業法第百三十八条第五項の農林水産大臣が指定する海に沿わない市町村を定める件（同一二八〇）　二〇
○漁業法第百七十二条第三項ただし書の特定の内水面漁場管理委員会の委員の定数を定める件（同一二八一）　二〇
○漁業災害補償法第百十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件の一部を改正する件（同一二八二）　二〇
○漁業災害補償法第百三十三条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める純共済掛金率の基準となる率を定める等の件の一部を改正する件（同一二八三）　二〇
○漁船損害等補償法第百十三条の四第二項第一号の危険の程度の区分を定める件の一部を改正する件（同一二八四）　二〇
○漁船損害等補償法第百二十六条の三第二項の危険の程度の区分を定める件の一部を改正する件（同一二八五）　二〇
○漁船損害等補償法第百二十六条の三第二項の農林水産大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一二八六）　二〇
○漁船損害等補償法第百二十六条の三第三項の農林水産大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一二八七）　二〇

本号で公布された法令のあらまし

◇漁業法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令（政令第二一六号）（農林水産省）

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三〇年法律第九五号）の施行期日は、令和二年一二月一日とすることとした。

◇漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第二一七号）（農林水産省）

一　漁業法施行令の一部改正関係

1　漁獲割当割合の設定、大臣許可漁業の許可若しくは起業の認可を申請した法人の政令で定める使用人は、申請者の使用人であって、操船若しくは漁ろうを指揮監督するものとし、個別漁業権の内容たる漁業の免許を申請した法人の政令で定める使用人は、申請者の使用人であって、操船若しくは漁ろうを指揮監督するもの又は養殖を管理するものとすることとした。（第二条、第六条及び第八条関係）

2　農林水産大臣又は都道府県知事が年次漁獲割当割合量設定者の同意を得て、電磁的方法により通知を発することができるときの同意は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意に係る年次漁獲割当量設定者に対し電磁的方法による通知に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該年次漁獲割当量設定者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって農林水産省令で定めるものによって得ることとした。（第三条第一項関係）

3　農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合若しくは年次漁獲割当量の設定若しくは取消しをしたとき、又は漁獲割当割合若しくは年次漁獲割当量の移転があったときは、その内容等を漁獲割当管理原簿に記録するものとし、記録された事項を公表することとした。（第四条関係）